



# 広瀬川 川守り通信

(2025年2月号)

特定非営利活動法人 広瀬川の清流を守る会

〒982-0011 仙台市太白区長町一丁目7-37-5

tel022-247-6522 fax022-290-3205

<http://www.hirosegawa.com>

1999年5月設立 (2000年法人化)

1/19広瀬川の条例50周年「広瀬川フォーラム」が一番町の市民活動センターで開催されました。以下概要  
来賓挨拶に国交省、県、市の職員による広瀬川に関する話題。学識経験者パネルディスカッションでは川体験学習。市民会議の新たな「創生プラン」策定は市民に親しまれる緑地利用の企画がありました。

広瀬川漁協組合長からは慢性的な濁水発生によるアユやサクラマス等の生息困難やサケの遡上に及ぼす環境問題。前年、市立ち合い時の愛宕堰取水調整と魚道整備。降雨時の下水管から未処理(糞尿)放出問題に対し、市の責務(市条例に明示された)アユ生息問題の対策は為されない。環境省認定日本名水百選は本条例制定の市民協働による。自ら制定した市長の責務の意識は如何なものか?  
広瀬川の自然、歴史、文化を宝として次代への継承を望む。  
アユを愛でた政宗様も無念とならないように(日下記)



広瀬橋上流 (定期清掃箇所)



## <初歩き報告>

1/11 広瀬橋～宮沢橋～愛宕橋～霊屋橋～瑞鳳殿  
積雪後の足元が滑る川沿いを散策。(参加者7名)

お霊橋パリンカで楽しいひと時を過ごしました。

※) 2月の清掃はお休みです。

3/8 (土) 清掃10時～12時 広瀬橋(長町1丁目)

駐車場あります。長靴、手袋持参

4/12 (土) 10時～12時 清掃&花見会

初めての参加を歓迎します。(活動体験は無料)

アユ釣り・川物語り等のコミュニケーションを大切にしています。

<河川に関する意見・相談をお受けします>何でも相談室(メールにて)

## <活動の趣旨>

1974年仙台市制定「広瀬川の清流を守る条例」第1条に基づく活動

広瀬川の自然・歴史・文化を育み 市長・事業者・市民の責務(協働)によって 治水・利水・環境のバランスのとれた「水循環保全」維持管理を果たし、清流の象徴「アユ」が泳ぐ川づくりを目指す(ESD活動)を進めます。

皆様方のご意見、要望を募集しています。(宛先/日下均)

メール [ayu@hirosegawa.com](mailto:ayu@hirosegawa.com)

新規会員の募集をしています。(個人年会費5000円・法人年会費10,000円)